

議案第 4 4 号

町田市立学校教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則
について

上記の議案を提出する。

2022年3月4日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市立学校教職員安全衛生管理規則で規定する職員の定義を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校教職員安全衛生管理規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

職員の定義を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 職員から給食調理を除外する規定を削ります。(第2条関係)

(2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

町田市立学校教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

町田市立学校教職員安全衛生管理規則（平成22年3月町田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、「職員」とは、町田市立小学校又は中学校（以下「学校」という。）に所属する職員（都費負担教職員及び町田市職員）をいう。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第15条の町田市学校安全衛生推進会議及び前条の衛生委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、「職員」とは、町田市立小学校又は中学校（以下「学校」という。）に所属する職員（都費負担教職員及び町田市職員（<u>給食調理を除く。</u>））をいう。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第15条の町田市学校安全衛生推進会議及び第16条の衛生委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。